

中土佐町0円空き家バンクの流れ（問合せから物件の紹介まで）

空き家等提供者・登録者

中土佐町まちづくり課

取得希望者

【対象物件の条件】

0円空き家バンクに登録できる物件は、『家屋・土地の登記名義が、申請者と同一名義の不動産※であり、原則として抵当権等その他の権利が設定されていないこと』が条件です。

※土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の権利者が空き家等提供者と同一の不動産

【対象物件の条件】をご確認のうえ、お持ちの不動産が対象になりそうであれば、まずはお問い合わせください。

登録について

「0円空き家バンク登録申込書」（様式第1号）並びに関連書類（同意書等）を提出。



次の①から③を確認する。

- ① 土地・家屋名寄帳件課税台帳
- ② 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- ③ 町税等の滞納状況



登録できる物件か否かを連絡。
可能な場合「0円空き家バンク登録完了書」（様式第2号）にて通知。



ホームページでの情報公開に向けた調整

- ・まちづくり課による現地調査日程の調整
- ・内覧会実施の有無や取得希望者への要望

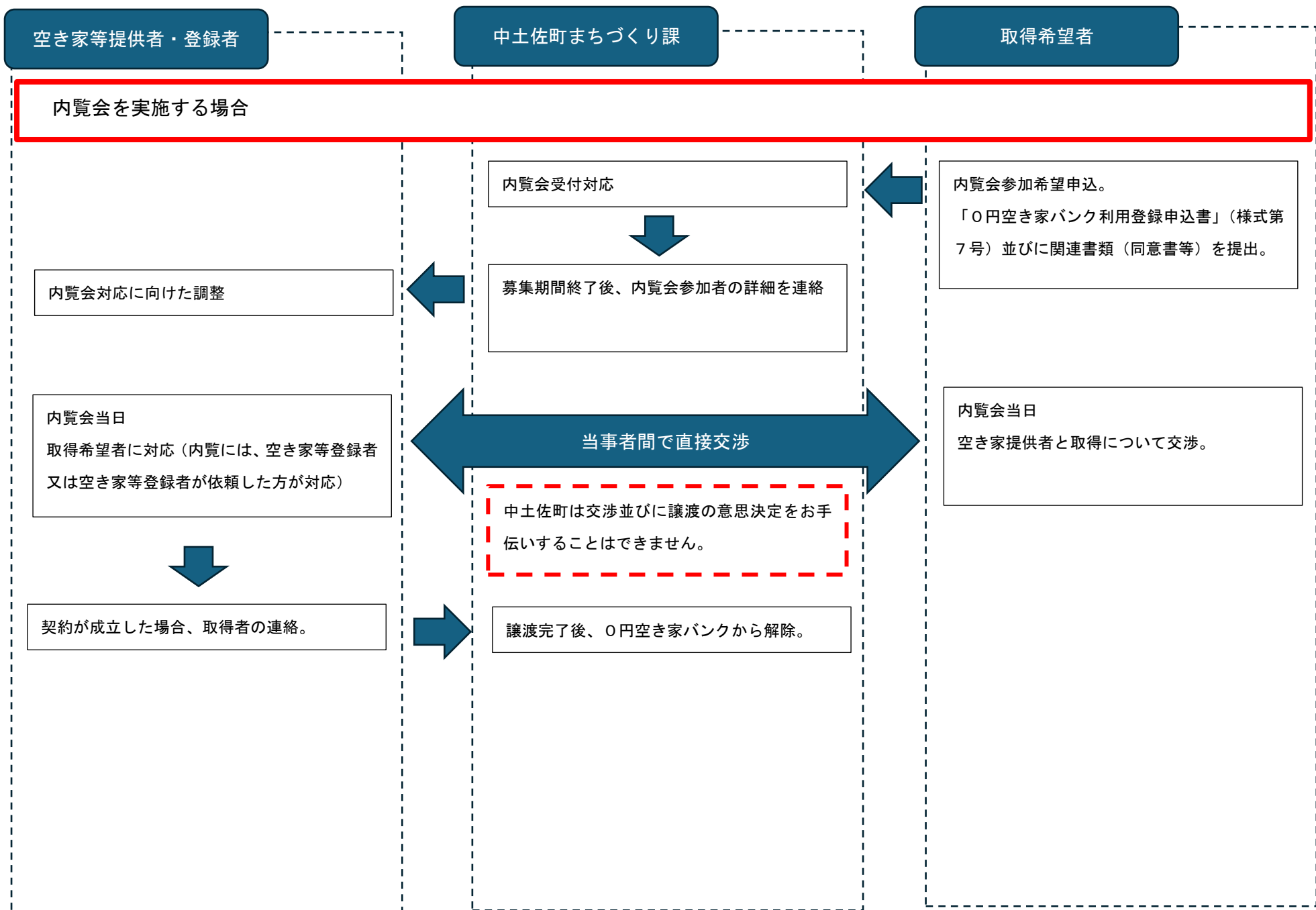


現地調査の実施



中土佐町ホームページで情報公開

中土佐町0円空き家バンクの流れ（物件の紹介から成約まで その①）



中土佐町0円空き家バンクの流れ（物件の紹介から成約まで その②）

